

水資源保全対策特別委員会会議録

平成24年7月19日

場 所 第5委員会室

平成24年 7月19日(木曜日)

委 員 中 村 幸 一
委員外議員 (なし)

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部

1. 農業に関する渇水対策について
2. 本県の農業用水に係る水利権の設定状況について
3. 農地法に係る農地の土地取引等について
4. 国土調査(地籍調査)について

県土整備部

1. 河川環境の保全・整備について
2. 水利権について
3. ダム事業について

○協議事項

1. 県内調査について
2. 県外調査について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員(11人)

委 員 長	岩 下 斌 彦
副 委 員 長	岡 師 博 規
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	宮 原 義 久
委 員	松 村 悟 郎
委 員	右 松 隆 央
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	新 見 昌 安

欠席委員(1人)

説明のために出席した者

農政水産部

農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
農 政 水 産 部 次 長 (総 括)	緒 方 文 彦
農 政 水 産 部 次 長 (農 政 担 当)	宮 川 賢 治
畜産・口蹄疫復興対策局長	永 山 英 也
農 政 企 画 課 長	鈴 木 大 造
地 域 農 業 推 進 課 長	奥 野 信 利
地 域 農 業 推 進 課 長 連 携 推 進 室	工 藤 明 也
営 農 支 援 課 長	山 内 年
農 業 改 良 対 策 監	戸 高 憲 幸
農 産 園 芸 課 長	加 勇 田 誠
農 村 計 画 課 長	宮 下 敦 典
農 村 計 画 課 長 畑 かん 営 農 推 進 室	河 野 善 充
農 村 整 備 課 長	猪 股 敏 雄
復 興 対 策 推 進 課 長	日 高 正 裕
畜 産 課 長	押 川 晶

県土整備部

県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
県 土 整 備 部 次 長 (総 括)	坂 本 義 広
県 土 整 備 部 次 長 (道 路 ・ 河 川 ・ 港 湾 担 当)	大 田 原 宣 治
管 理 課 長	江 藤 修 一
河 川 課 長	東 憲 之 介
ダ ム 対 策 監	上 山 孝 英

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 査	老 岐 さ お り
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

○岩下委員長 ただいまから水資源保全対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程でありますがお手元に配付の日程の案をごらんください。本日は、前回の委員協議を踏まえ、最初に、農政水産部から、農業等に係る渇水対策や農地法に係る土地取引等の概要などについて説明をいただき、休憩を挟みまして、次に、県土整備部から、河川環境の保全・整備に係る事業や水利権等について説明をいただきます。その後、県内調査、県外調査、並びに次回の委員会について御協議をいただきたいと思っております。

このように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから、執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部においていただきました。

初めに、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました串間市選出の岩下斌彦でございます。時間の都合上、委員の紹介は省略させていただきますが、私ども12名が、さきの県議会で委員として選任され、調査活動を実施していくことになりました。当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思っておりますので、御協力をお願いを申し上げます。

なお、都城市選出の中村委員が当委員会の委員となっておりますが、本日は欠席をいたして

おります。

執行部の皆さんの御紹介につきましては、配席図をいただいておりますので、省略いただいても結構でございます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○岡村農政水産部長 農政水産部でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

今回報告させていただく項目について御説明いたします。お手元の水資源保全対策特別委員会資料を1枚めくっていただきます。目次をごらんください。

本日、農政水産部からは4つの項目について説明をさせていただきます。まず1つ目が、農業に関する渇水対策についてでございます。2つ目が、本県の農業用水に係る水利権の設定状況についてでございます。3つ目が、農地法に係る農地の土地取引等についてでございます。最後に、国土調査（地籍調査）についてでございます。それぞれ関係課長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。よろしくお祈りいたします。

○山内営農支援課長 営農支援課であります。

それでは、農業に関する渇水対策について、御説明いたします。委員会資料の1ページをお開きください。

まず、1の渇水の事例であります。ここでは、まだ記憶に新しい平成23年1月から4月までの渇水の事例を取り上げております。この事例では、(1)の渇水の状況にありますように、この期間の宮崎市の降水量は平年の約20%となり、主要河川のダム貯水率が低下するなど、農業用水の不足が見られ、(2)の農作物の被害状況にありますように、早期水稻の作付計画面積

の約2%に当たります170ヘクタールで、移植ができなかったり、移植した後に枯死する被害があったほか、かんしょの植えつけ遅延など、露地野菜でも影響が見られたところです。最終的には、県下で7,300万円余の被害額に上ったところでもあります。

(3)の実施した渇水対策であります。まず、①の県農業渇水対策会議を設置し、関係機関・団体と連携して、状況の把握と情報の共有化を図るとともに、②の渇水対策資料等の周知徹底や③にある農業用緊急渇水対策事業等の支援事業を創設し、取り組みを進めたところでございます。また、農業渇水対策会議は、西臼杵支庁、各農林振興局ごと、地域段階にも設置したところでありまして、④にありますように、各地域の取り組みとしまして、土地改良区における農業用水の計画配水や節水の呼びかけですとか、水稻苗の老化防止対策の実施や農業共済制度の対応も含めまして、戸別所得補償制度を活用した品目転換等も誘導し、地域や農業者に応じたきめ細かな対策の推進に努めたところでございます。

次に、こうした渇水の事例を受けまして、2の渇水時に対する備えや対応であります。まず、農業用水の安定確保を図るため、畑地かんがい施設やため池、用水路等の生産基盤の整備を計画的に進めていくことが重要であります。特に、今回の事例を踏まえ、留意すべきことといたしまして、田植え時期などの需要期の前には、河川当局と連携を図り、貯水率等の状況の把握に努めるとともに、渇水等が予想される場合には、事前対策を検討し、土地改良区を通して対策の周知徹底を図るとともに、県農業渇水対策会議を速やかに設置いたしまして、関係機関一体となりました取り組みを進めることとし

ております。

なお、渇水に対応した事業といたしまして、県単独事業である「みんなで作るいきいきふるさと事業」により、緊急的な被害防止への支援も準備しているところであります。

最後に、被害額の計上までには至らないものの、年間を通せば、大なり小なり少雨・渇水の事象は毎年のように発生しているところでありまして、日ごろより、農作物の生育経過につきましては的確な情報収集に努め、時期を逸しないように十分に留意してまいりたいと考えております。

渇水対策につきましては以上でございます。

○宮下農村計画課長 農村計画課でございます。私のほうからは、3つの項目について、続けて説明をさせていただきます。

まず、委員会資料の2ページをごらんください。

本県の農業用水に係る水利権の設定状況について、御説明をいたします。

1の農業用水に係る水利権についてであります。水利権とは、河川等の流水を独占的に使用できる権利で、取得に際しましては、河川法に基づく河川管理者の許可が必要となります。なお、河川法の適用のない河川については水利権の設定はございません。

表に示しておりますように、河川管理者は、一級、二級、準用河川といった河川の分類によって異なっております。例えば、大淀川のような一級河川は、定義の欄にもありますように、国土保全上または国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定したものであります。河川管理者は国土交通大臣となっております。また、一級河川の管理は国土交通大臣が行うのが原則ではござい

ますが、国土交通大臣が指定する区間、いわゆる指定区間と申しておりますが、県知事に管理の一部を行わずことができます。次に、一ツ瀬川のような二級河川につきましては、一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、知事が指定したものとなっております。知事が河川管理者となっております。さらに、河川法に準じる河川としまして準用河川がありますけれども、これは、一級及び二級以外の河川のうち、市長村長が公共性の見地から重要であるとして指定した河川であります。市長村長が河川管理者となっております。

続きまして、2の水利権の種類についてであります。農業用水に係る水利権は、大きく慣行水利権と許可水利権に分けられます。表は許可水利権が先になっておりますが、許可水利権は、河川法に基づき許可された農業の水利権で、おおむね10年に1回、その必要量を見直すことが義務づけられております。次に、慣行水利権は、旧河川法施行以前から現に水利使用していたために、許可を受けたものとみなされている水利権であります。

最後に、3の本県の農業用水に係る水利権の設定状況についてであります。152件の許可水利権と1,717件の慣行水利権が設定されております。

続きまして、資料の3ページをお開きください。

農地法に係る農地の土地取引等について、御説明をいたします。

1の農地法における規制についてであります。農地法では、不耕作目的や投機・投資目的での農地の取得が排除されております。農地等が適切かつ効率的に耕作されるよう、権利移動を制限しているところであります。また、農地転用

許可制度の適切な運用を通じて、良好な営農条件を備えている優良農地を確保するとともに、社会経済上必要な土地需要にも適切に対応し、国民に対する食料の安定供給を確保することとされております。

次に、2の内容につきまして、まず、(1)の農地等の権利移動の制限、いわゆる3条申請でありますけれども、農地の所有権を移転する場合などには農業委員会の許可を受けなければなりません。許可の要件としまして、「権利を取得する者がすべての農地を効率的に耕作できるか」のほか、農作業常時従事要件、経営面積の下限面積要件、地域調和要件などのすべてを満たすことが必要となっております。なお、法人による農地の所有権の取得は農業生産法人に限られております。また、外国資本等による申請がなされた場合においても、すべての要件を満たすことが必要となります。平成22年の県内での農地等の権利移動につきましては、1,787件、約578ヘクタールが許可を受けております。

次に、(2)の農地等の転用に伴う権利移動の制限、いわゆる5条申請についてであります。転用面積が4ヘクタール以下の農地については知事許可、4ヘクタールを超える場合には大臣の許可を受けることになっております。具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的等の転用は認められておりません。許可に当たっては、次の4ページの左の欄にございますように、農地を農用地区域内農地など6つの農地に区分をし、真ん中の列にありますように、立地基準として第1種農地までは原則不許可の扱いとなっております。また、あわせて、一般基準としまして、資力及び信用があるかどうかとか、事業の実現性、周辺農地等への被害の防除措置などを審査することとなっております。

なお、外国資本等による申請につきましても、両基準により同等に審査をすることになります。平成23年度の県内での農地転用に伴う権利移動の許可件数と面積は、住宅用地や農業用施設用地などでございますが、1,241件、約103ヘクタールの許可を受けております。

最後に、3の違反転用等に対する監督処分につきましては、(1)、(2)にございますように、許可の取り消し、あるいは原状回復命令のほか、罰則も規定されているところでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

国土調査（地籍調査）について、御説明をいたします。

1の調査の目的でありますけれども、国土調査法に基づき、国土の開発及び保全、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を調査することにあります。

次に、2の地籍調査の概要の(1)調査内容でありますけれども、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置をもとに土地の測量を行います。その結果の地籍図及び地籍簿の写しが実施市町村から登記所に送られることとなります。登記所におきましては、地籍簿をもとに登記簿が書き改められまして、地籍図が不動産登記法第14条第1項地図、つまり、法的に認められる正式な地図として登記所に備えつけられることとなります。

次に(2)の負担割合についてですが、国が50%、県が25%、市町村が25%となっております。

(3)の実施主体ですが、市町村、土地改良区が実施主体でございます。

(4)の実施状況につきましては、本県の地籍調査は昭和33年度に着手しておりますが、平

成3年度までに全市町村が着手しております。また、平成23年度までの進捗率は61.5%となっております。全国平均の50%は上回っている状況でございます。土地区分ごとの進捗状況は下の②の表にございます。ここに記載しておりますように、人口集中地域で25.4%、それ以外の宅地が67.9%、農用地が68.1%、林地は60.1%となっております。

次に、資料の6ページをごらんになっていただきたいと思います。

表1には、宮崎県の市町村ごとの平成23年度までの地籍調査の実施状況を示しております。完了市町村は、表の左から3列目に記載しておりますように、高原町を初め8町村となっております。詳しくは後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、資料の7ページに、参考といたしまして、地籍調査事業の実施区域図をつけております。6ページの数字が視覚的にわかる図面となっておりますが、凡例にございますように、黄色い着色が地籍調査が完了した地域であります。赤が平成23年度に調査をした地域、青が国有林を示しております。白いところが未調査の地域というふうにごらんいただきたいと思います。こちら、詳しくは後ほどごらんいただければと思います。

農村計画課からは以上でございます。

○岩下委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などございましたら、お願いいたします。

○右松委員 多岐にわたって、手短かに質疑しますが、まず、2ページの水利権に関してなんです。河川等の流水を独占的に使用できる権利でありますから、大変強い権利だと思っております。今回、農政水産部ですから、対象外かもし

れませんが、工業用の水利権で、県北、県南にかなり大きな企業がありまして、エネルギーの関係で、小水力の関係で話をしたときに、そういった大きな企業が水利権を持っているということを伺っているんですが、部署が違いますが、工業用水利についての件数とかそういったことは把握されておられるのでしょうか。

○宮下農村計画課長 私ども農政サイドとしましては、農業用水の水利権を申請していただくという立場ですので、申しわけございませんが、工業用水等の件数については把握をしておりません。

○右松委員 結構でございます。補給水量でいえば、パルプ、紙というのはかなり水量をとるということでしたから、そのあたりのことは私のほうで調べていきます。

それから、3ページの農地法の土地取引なんですが、一番最初の5月15日の委員会で問題になったのは、農地法は、無断転用や許可条件に違反している者に対しては許可の取り消しもあり得るということで、かなりきつい罰則規定もついているということ、問題は森林法のところだったんですね。ようやく政府のほうで動いたとしても、森林法で、24年の4月から、届け出は事後になっているとか、あるいは罰則規定も10万円以下の過料が科せられるとか、かなり緩いんです。ですから、その辺がちょっと問題になっていたのも、そのことも私の意見として申し上げたいと思います。

それから、地籍調査について何点か伺ってきたいと思います。進捗率が61.5%ということで、全国平均の50%は確かに上回っているんですが、九州圏内で調べてみますと、沖縄も含めて8県ある中で、佐賀が97%とか沖縄99%等々がありまして、宮崎というのは下から2番目な

んです。ですから、この数字は決して満足できる数字ではないと思っています。そういった中において、市町村の取り組みには大分開きがあるんですが、あえて市町村名は出しませんが、かなり進捗が悪いところもあります。これは取り組みの温度差が原因なのか、費用的なものなのか、お聞かせいただければと思います。

○宮下農村計画課長 資料にもお示ししておりますように、日向市ほか、低いところもございます。原因としましては、低い市町村につきましては、取り組みの開始が遅かったということもございます。それから、もう市町村名を出しますが、日向市等につきましては、一たん始めた調査を、高度成長期に、住宅開発でありますとか工場の立地等が相次ぎまして、一たん調査した資料が混乱をしたということで、休止をされておりました。平成22年から再開をしたということもありまして、取り組みが遅かったという点については意識の差があったかということもございますが、今、精力的にやっておりますので、また、串間市と西都市につきましては、D I D地区という人口密集地を先にやるということで、非常に時間と手間がかかっていることで進捗率が低いということになっております。

○右松委員 外国資本の売買と地籍に関しては密接な関係があるというふうに考えております。先ほどの費用の負担に関しても、国が50%で都道府県、市町村が25%ということなんですが、特別交付金等が入っていますので、実質的には市町村は5%の負担で済むわけですね。ですから、民間企業に委託して地籍調査をまずは迅速に進めていただきたいということを1点申し上げたいと思います。

それから、もう1つ、この進捗率はあくまでも地籍調査の実施ですから、筆界未定のところが実際どれくらいあるのかというところがもう1つの問題点だというふうに私は考えております。ですから、筆界未定については把握されておられるのかどうか、伺いたいと思います。

○宮下農村計画課長 筆界未定につきましては、委員が申し上げられたように、中には地籍調査をしても筆界が決まらない場合がございます。例えば、本人がいらっしゃらない場合とか両方で折り合いがつかない場合がございます。その点につきまして、21年から24年6月までのデータでございますけれども、約2%の筆界未定が発生しております。具体的な数字で申し上げますと、この3年と2カ月ですけれども、5万3,000件ぐらいの筆数を調査しておりますが、うち1,000件ぐらいの筆界未定があるということでございます。

○右松委員 筆界未定が2%ということは、この面積もあれですが、悪くはない数字なのかなと。一概に比較はできませんが、2%で済んでいるということでございます。一たん地籍調査は終了という形になりますよね、筆界未定も含めて。その後、境界を確定する作業においては、測量とか登記が自己負担になってしまうというふうに伺っているので、そのあたりのことを教えていただければと思います。

○宮下農村計画課長 委員が申されたように、個々のこういう事案の場合には個人負担ということに今なっております。ただ、地域的に、先ほどちょっと申し上げましたが、日向のような案件の場合、一定の地域で一定の要件を満たす場合には、国に相談の上、再調査ということも可能な道がございますけど、1件ごとの場合には残念ながら個人負担ということになります。

○右松委員 制度的なこともありますから、なかなか難しいと思うんですが、筆界未定2%について、相手がわかってくいが打てるということであれば、そこは行政の助成も入れることができるのであれば、個人負担を減らすことでさらに地籍調査を進めていくという効果があるとなれば、そのあたりのことも含めて検討していただければありがたいな、いいのかなと思っています。以上で。

○岩下委員長 ほかに質疑はございませんか。

○宮原委員 ちょっと聞かせてほしいんですが、水利権なんですけど、水利権という用語は法律上は存在しないということになっていますね。ただ、ここに許可水利権、慣行水利権ということであるんですけど、許可水利権は、10年に1回、必要量を見直すことが義務づけられているということです。慣行水利権については、書いてあるとお読みすれば、「旧河川法施行以前から現に水利使用していたために、許可を受けたものとみなされる」と。みなされるということは、更新とかそういった手続というのはいないんですか。

○宮下農村計画課長 慣行水利権については、更新手続をする必要はございません。

○宮原委員 必要がないということは、みなされるということ、そこに例えば用水の施設があって、使用していないけど、新規に水を引く場合は勝手に引けるということですか。

○宮下農村計画課長 慣行水利権の範囲内での使用であれば申請する必要はございませんが、その量の変更があるということになると、いわば許可水利権のほうに移行する形になります。国土交通省のほうは、なるべく慣行水利権は許可水利権として把握したいという意向がございますので、その場合には、残念ながら許可水利権に移行することになります。

○宮原委員 許可水利権という形で申請をした場合は、手続というのは非常に難しいんですか。

○宮下農村計画課長 やはり専門的な知識等が必要になりまして、時間と費用もかかることになります。

○宮原委員 ちなみに、時間と費用を教えてください。

○宮下農村計画課長 いろいろな水量がございますし、条件もございますけれども、例えば、県の持っている水利権がございまして、それを10年ごとに更新する場合には、200万から300万という委託をする費用が必要になりますし、委託の期間が2カ月、3カ月ということになりますし、国土交通省とのやりとりにまた数カ月かかるという事例がございます。

○宮原委員 そしたら、慣行水利権であればいいけど、許可水利権になるとそれだけの費用がかかるということで、こうなると基準としてはハードルが非常に高くなるということになりますよね。みなされるということですから、きちっと台帳なりあるから、1,717ということになっていますよね。

○宮下農村計画課長 河川法に基づいて慣行水利権として届けられたものということで把握されている数字が1,717件でございまして、国土交通省のほうは、まだあるのではないかという見解を持っているようでございます。

○宮原委員 ちゃんと把握されている部分がこれだけ、それ以外もあるということでもみなされるということで、使えるということにはなるんですか。

○宮下農村計画課長 そこは、許可権者ではございませんので、答えづらいところでございます。

○宮原委員 この点では最後にしますが、許可

というのは、慣行水利権、そういった関係でいくと、これは知事の許可ということではないんですか。

○宮下農村計画課長 慣行水利権は、国土交通大臣の管轄となると思います。これは許可を受けておりませんので、みなすという観点については国土交通大臣の判断だと思います。

○宮原委員 きちっとした手続はないんだけど、旧河川法の中でそういった権利を持っていたということであれば、その管轄は大臣が管轄をするということではないんですか。

○宮下農村計画課長 その点についてはちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○宮原委員 よろしくお願いします。

○蓬原委員 今の水利権の話なんですけど、河川法の適用のない河川区域については水利権の設定は不要と。一級河川、二級河川、準用河川、ここは管理者がちゃんといるわけですから、水利権の設定が必要ですよということになると、そのさらに上流部の沢、小さな川があつて、準用河川の行きどまりがあると思うんですが、例えばその先をせきとめて、自分で石を積み上げるなりコンクリートで小さなダムをつくり、自分の山だとしてその水を利用することについては、全然問題はないというふうに理解していいんですか。

○宮下農村計画課長 これまでの現場での対応等を踏まえますと、例えば湧水でありますとか沢については、水利権の申請の必要はないというふうに県土整備部も判断をしておるようでございます。

○蓬原委員 これが、この特別委員会の、いわゆる外国資本による水の保全にかかわる大事なところだと思うんです。そこは河川法という法の網がかぶっていないわけですから、もう1つ

お尋ねしますが、例えば山を持っているとして、そこにボーリングすることも全然許可は要らないわけですね。

○宮下農村計画課長 ボーリング等についてはまた別の見地になろうかと思えますけれども、水利権上は規制はできないというふうに思えます。先ほどの河川の話、指定の話でございませけれども、同じ大淀川でございまして、主要な部分が一級河川であって、その先、末端に行きますと準用河川、普通河川というふうになっていきます。末端に行けば、普通河川については水利権の設定がございませないので、先ほど言いました沢についてはないという判断になると思えます。

○蓬原委員 わかりました。

それと国土調査について、6ページの地籍調査実施状況ですが、市町村面積から調査対象面積を引いたものが国有林野面積というふうに理解していいんですか。

○宮下農村計画課長 そう理解していただきたいと思えます。

○蓬原委員 この表の中で、100%既に済んでいるところが高原町初め7町村あります。一方では50%に行かないところが、日向、言っているかどうか、串間初め4市町村あるんですが、この差は、財政力の問題もあるのかどうかそれはわかりませんが、そんな気もしますが、どうしてこういう差が生まれたんでしょうかね。

○宮下農村計画課長 右松委員のときにもお答えいたしましたけれども、地籍調査に対する当初の取り組みの姿勢ということで、着手の早かったところ、遅かったところがございませ。その中で、地籍調査の重要性がございませるので、県としても取り組みの推進をする中で、串間市と西都市については、表の左から2番目を見てい

ただいてもわかりますように、串間市は平成3年に着手をしていると。昭和33年にこの制度が始まっておりませが、遅かった。西都市も63年ということで遅いということがあります。さらに、数字上低くなっておりませのは、この両市につきましては、人口密集地を先にやっているということございませ。人口密集地は、山林に比べますと約倍の予算とか時間もそれぐらいかかります。そういったところがございませ。日向市は、先ほど申し上げませ、一たん調査を始めたんですが、調査を始めたデータが登記所に送る状態にないということ、一たん休止をしていたということ、またここも県のほうからも働きかけを行いまして、平成22年に再開したということございませ。

○蓬原委員 この場合の登記ですね、山というのは、次から次に相続される中で、登記がされないうまま、例えば源左衛門とかそういう名前でそのまま登記の名前が変わらずにされている場合が結構多いんです。したがって、この時点で登記をしようとする、その末端が、印鑑をもらわないといけないう人がかなりいるものから、結果的には登記が直らないう。中にはアメリカに行っている人もいるというなこともあるんですが、地籍調査を済ませたところというのは、それとあわせて、職権登記というんですか、先ほど、個人でやるのかやらないのかという話がありませが、職権でやっていただけわけけれども、登記は、現在の持ち主ということで一緒に相続関係もうまく清算されていっているものですか。

○宮下農村計画課長 当然、筆界を確定するわけですから、関係者の了解を得た上で確定しておりませ、現在の登記所にある図面が法定図面としてすべて了解を得た上での図面だという

ことになります。

○**蓬原委員** ですから、だれかが地元において、その代表で身内のだれかがやられるんでしょうが、登記簿上も、昔の源左衛門じゃなくて、今の宮原義久というふうな名前に直っているかということ。相続がうまくいっているかということ。行政の責任でも何でもありませんよ。現状が聞きたいんです。

○**宮下農村計画課長** そこについてもちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。確認をさせていただきます。

○**蓬原委員** 意外とこれは大事なところなので、今後、そのあたりがどういう状況なのか把握しておいていただくとありがたいと思います。

それとあと1件だけ。その場合、ことしはここをやりますよという対象面積を決めますが、不在地主というか、どこに行っていらっしゃるか調べようがない。これは筆界未定ともかかわるかもしれませんが、そういう例というのはどれぐらいあるものなのでしょうか。

○**宮下農村計画課長** 不在地主等については、追跡をしまして探し出すという作業が非常に大変でございますけれども、それをやった結果として、見つからなかった方、この2%の中にも所有者不明というものが1,000件のうちの約30%ですので、2%としますと、約0.6%ぐらいの方が探し出せないということになります。

○**蓬原委員** 済みません、ついでながら。そういうことで山をよく見ておられるわけですが、放置林、明らかにこの山はあきらめて捨てられているよねという、持ち主はあるんでしょうけれども、ツタが舞い、木は倒れ、台風の後の見回りもしていない、明らかにこれは放置されている山だみたいなものが、そういうときにどういう状況でしょうかね。例えば、地籍調査をさ

れる面積の割合的に、感覚的に放置林の状況というのはどのように感じておられますか。

○**宮下農村計画課長** その点についても、私も直接山に入ったという立場ではないので、私のほうでは、今、把握ができていない状況でございます。

○**蓬原委員** こっちは担当が農政水産だから、山のこととなると環境森林部のほうになると思うんだけど、国土調査の担当は農政水産部ですね。そういう場合の環境森林部との連携というのはどういうふうになっているんですか。

○**宮下農村計画課長** 地域的に見ましても、この資料にもございますように、5ページの②の表にございますように、D I D地区を除きますと森林が低くなっております。これは、今も委員の皆様方がおっしゃるように、高齢化等によりまして、林地については、都市部よりも境界の確認が難しい状況にあるというところから、時間がかかったり市町村が後回しにしたりという傾向もあるところでございます。そのようなことから、環境森林部におかれましても、林地の調査を進める必要があるという判断で、環境森林部が持っております基金を利用しまして、国土調査に先立った先行調査みたいなものを行われたり、国の直轄でもそういった事業がございまして、それを導入するので、私ども農政水産部と連携しながら、地域の選定ということと一緒に進めているところでございます。

○**岩下委員長** ほかに質疑はございませんか。

○**緒嶋委員** 地籍調査が進まない原因の一つは首長の姿勢もあるんですね。首長がこれに一生懸命取り組むかどうかによって差ができる。それと、予算的に国からの予算が、県のほうが国のほうに申請する予算の配分が皆さん方が期待する予算とかなり違う。なかなか予算の配分が

少ないというところにも進捗がおくれる原因があると私は思うんですが、そのあたりはどうですか。

○宮下農村計画課長 確かに、平成23年度、昨年度までは県の予算は100%を少し上回る形で、これは義務的仕事として、県のほうも重要な施策として進めておりますが、国のほうの予算は92～93%だったりということで、少し国の予算が低い状態もございました。その中でも本県はいただいておりますが、平成24年度からは、震災の関係もございまして、国のほうも117%ということで増額がなされたところでございます。

○緒嶋委員 今後とも、相続がなかなか進まない、筆界の問題もあるし、いろいろ進まんわけですね。それと、土地の有効利活用という面からも、これは100%にできるだけ近づけなければ、将来的には境界の問題というのはややこしくなるし、そういう経験のある人が亡くなれば、子供なんか、どこが境界かというのを親からも全然聞いていないということになると、ますます難しくなるわけですね。そうなれば、早くこれは進むように、県のほうも市町村に対する積極的な指導というか、そういうのが必要じゃないかと思うんですけれども、そのあたりの市町村との関係については十分やられておるわけですか。

○宮下農村計画課長 先ほど申しましたように、県の施策として重要な施策であるということですので、市町村等にも積極的に働きかけを行っております。また、市町村としましても、合併等が進む中で専属の職員が少なくなっている状況もございますけれども、その中でできるとしまして、例えば仕事の外注化ですね、非常に専門的な仕事なものですから、市町村としても専門職の方を雇っていく必要があるんですけ

れども、その分については外注するという方向を今出しておりますし、あと、嘱託職員ということで、一たん仕事を離れた方、経験のある方を雇うことができる、そのようなことも指導しながら、さらには、研修等をしまして市町村の意識も高めていっている状況でございます。

○緒嶋委員 もう1つ。湧水有的时候に、水がない、ボーリングして地下水をくみ上げるというのに許可が要るわけですか。田んぼに水がない。その近隣をボーリングして水をくみ上げてかんがいに使うと。それは許可が要るかどうか。さっきは要らんというような話だったけど。

○宮下農村計画課長 水利権という意味では許可は要らないと思いますが、例えば農地等であろうとしますと、掘る場所によりまして、一時転用の許可とかいろんな法令がかかってくると思います。

○緒嶋委員 例えばどこの場所が問題になるのか。100メートルとか50メートル掘るというような、田んぼの横ならいいとか山のところならいいとか、場所はどういうところを指すわけですか。

○宮下農村計画課長 農地法上は、農地の中であらなければ大丈夫でございます。

○緒嶋委員 わかりました。

○岩下委員長 恐れ入ります。時間も参っておりますが、あと1～2問でお願いしたいと思います。

○丸山委員 湧水の会議のことでお伺いしたいんですが、昨年、かなり湧水があったときに対策会議を行ったんだけど、実質、許可水利権を持っているところぐらいしか把握がしっかりできなくて、どれぐらい水を流せばいいというのがわからなくなって、県土木のほうで、どれぐらい取水している場所があるのかというの

を、ことしから全水域調査がたしか始まっていると聞いているんですが、県土木とすれば、できる限り慣行水利権から許可水利権になってほしいというふうに言っている。これは、目的は、渇水のときの許可を、水量はこれだよとはっきりするためにやっているというふうに聞いているんですが、先ほどの話のように、許可水利権にするために費用がかかったりするものですから、理論的には正しいのかもしれませんが、渇水対策会議等のことを考えると、やらなくちゃいけないというのはわかっているんですが、農政水産部としては、慣行水利権を許可水利権にどんどん変えるべきというふうに考えているのか、水を確保するための感じとしてどういうスタンスでいらっしゃるのかというのを伺いしたいと思っています。

○宮下農村計画課長 河川法の趣旨としましては、水利権をしっかりと把握したいという趣旨は理解をしておりますけれども、私ども、現水利権を持っている土地改良区でありますとか水利組合の体力を考えますと、許可水利権へ移動することについてなかなか難しい面もあるというふうに考えております。

○丸山委員 そうした場合に、今回の県農業渇水対策会議のほうは、私のイメージでは、県土木とすると、許可水利権のものしか考えていないというような話も聞いたんですが、慣行水利権の水まですべて考えながら、去年の水の緊急放水とかはやられたということによろしいんでしょうか。

○宮下農村計画課長 去年の例えば一ツ瀬川等での協議は、許可水利権を持っている者が集まったの協議でございました。その点から考えますと、その範囲内で調整を行っていきまして、まずは利水者だけの、権利を持っている者だけの

調整会議でございますが、その後、調整がなくなると河川管理者が入った渇水調整ということになる。その段階でも、許可水利権を持っている者や内水面関係者が集まったの協議だというふうに考えております。

○丸山委員 最後に、要望にしますけれども、水の確保というのは、我が特別委員会も非常に気にしているものですから、水田だけじゃなくて、先ほど緒嶋委員が言ったとおり、上の山のほうで先にボーリングをすれば水が減るんじゃないとか、非常に懸念もしているものですから、水利権に関して我々も勉強していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○岩下委員長 まだまだ時間が足りないようでございますが、あと1問でよろしいでしょうか。

○徳重委員 地籍調査についてお尋ねしたいと思いますが、この事業主体は市町村ということですよ。市町村が事業主体ということですが、この進捗率を見てもみますと、非常にばらついているというか、100%のところも何市町村もあるわけではありますが、悪いところは非常に悪いという数字が出ている。国土調査については、命令系統というか、事務的に指示ができるんですか。どこが指示しているんでしょうか。

○宮下農村計画課長 基本的には、県のほうから、国土調査を進めていただきたいということに協議をしているということになります。

○徳重委員 県が市町村にお願いをするということでしょうが、それにしても、例えば延岡市あたりは宅地についても10.6という数字が出ていますね。あるいは、串間も33.6という、全く手をつけていないじゃないかというようなことで、いろんなことで混乱が起こるのではなからうか、あるいは、先ほどから出ているように、住んでいるところを離れていたり、いろんな

ことがあると思うんですが、そのことについてどうお考えですか。

○宮下農村計画課長 委員が言われるとおりでございまして、地籍調査を行いますと、枚挙できないぐらいのメリットがあるわけでございます。その中に、例えば、個人といいますか国民の利点としましては、境界がはっきりすることで利害関係がはっきりするという点もありませんし、あと、市町村につきましては、租税、税をかけるのに公平性を追求できるという点もございまして。そういうことからいきますと、やはり、首長さんの思いの違いというものがここにあらわれておりまして、何回か御説明申し上げておりますが、低いところは、着手が遅かったり、税の関係でありましょか、D I D地区、宅地を中心に調査を進めているということで率が低くなっている現状でございます。

○徳重委員 ぜひ県からも積極的な働きかけをしていかないと、市町村任せではいかがかなという気がいたします。

それと、調査の費用負担割合は、県が25、市町村が25、国が50と。これは、市町村が主体でしょうから、市町村が要求してくれば、全額出せる、県も国も出してくるという考え方でよろしいですか。

○宮下農村計画課長 国への予算どりということもございまして、県、国、市町村がバランスのとれた形で予算組みをする必要がありますが、市町村と県の関係につきましては、ほぼ100%予算の割り当てができているところであります。時には、市町村の要望にこたえられないとか、90数%という場合もございまして。

○徳重委員 予算については、おくらしているところについては積極的な予算配分を考えるべきだと、このように考えております。

それと、林地の地籍が全体的に進んでいないわけですが、水資源という立場から考えて、各市町村が把握していると思うんです。水資源が非常に大事だと今、大きく取り上げられておるということからして、その地域については、積極的に地籍調査を行うべきだと市町村に進言するような考え方は県はないのかどうか。

○岩下委員長 恐れ入ります。この質問を最後にしたいと思います。よろしいでしょうか。

○徳重委員 はい、いいです。

○宮下農村計画課長 特に、今、委員からございました林地については、市町村も県も同じ危機意識を持っておりますので、県のほうからも、現在でも積極的に林地への取り組みをするよう働きかけているところでございます。今後も、県から、地籍全体の進捗についても進めていくように働きかけていきたいと思っております。

○岩下委員長 それでは、委員におかれましては、まだ聞きたいことが多々あるかと思いますが、また直接お話をさせていただきながら…

○宮下農村計画課長 先ほど、国土調査についての御質問で調べさせていただく件については、持ち帰って調べさせていただいて、後ほど御報告ということでよろしいでしょうか。

○岩下委員長 どうぞよろしく願いいたします。

今、お話ししましたように、まだ質問がいろいろあるようでございますが、直接お伺いする場合もあろうかと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これで終わりたいと思っております。

執行部の皆様は御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時0分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部においでいただきました。初めに一言ごあいさつ申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました岩下斌彦でございます。時間の都合上、委員の紹介は省略させていただきますが、私ども12名が、さきの県議会で委員として選任され、調査活動を実施していくことになりました。当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、都城市選出の中村委員が当委員会の委員となっておりますが、本日は欠席をいたしております。

執行部の皆さんの紹介につきましては、配席図をいただいておりますので、省略させていただいて結構でございます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○濱田県土整備部長 県土整備部長の濱田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

私どもが所管しております業務は、県民の安全で安心な暮らしを確保するとともに、将来の産業展開や地域の活性化につながる社会資本の整備を初めとする県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくことでございます。

本日は、お手元の委員会資料の表紙に目次がございますが、こちらにございますとおり、河川環境の保全・整備について、水利権について、及びダム事業につきまして、河川課長のほうから御説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○東河川課長 河川課長の東でございます。よろしく願いいたします。

私のほうから、河川環境の保全・整備、水利権及びダム事業について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

1の河川環境の保全・整備についてであります。

まず初めに、その背景となります(1)の河川法改正の流れについて御説明いたします。中ほどの図にありますように、河川法は明治29年に制定され、その後、2回の大きな改正がされております。明治29年制定時の河川法は、当時の社会情勢を反映して、治水、つまり洪水対策に重点が置かれており、利水については十分な制度とは言えない状況でありました。戦後、河川の流水は、農業、発電、上水道などさまざまな用途に使用されるようになり、その量も著しく増大したことから、昭和39年に法改正がされ、新たな水の利用者との調整を図るなどの利水に関する規定が設けられたところであります。さらに、20世紀の末になりますと、河川は、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境としてもとらえられるようになり、平成9年の改正で、河川環境の整備と保全が目的の一つに加えられ、現在、河川法は、治水、利水、環境の3つの目的を持った総合的な河川制度となっているところであります。

次に、(2)の河川環境の保全・整備に係る主な事業についてであります。県内で取り組んでまいりました主な事業を記載しております。①、②及び③につきましては、特定の河川で行っている事業であります。④の多自然川づくりににつきましては、基本的にはすべての河川事業において取り組んでいるところであります。具体的な内容につきましては、次ページ以降で御説

明いたします。

2ページをお開きください。河川浄化事業の実施事例であります。宮崎市の市街地を流れる小松川につきましては、昭和40年以降、水質が急速に悪化したことから、宮崎市において公共下水道整備事業を進めるとともに、国、県、市が水質改善への取り組みとして、昭和50年代に浄化揚水導入事業を実施いたしました。中ほどの地図をごらんください。具体的には、赤い字の第1揚水機、第2揚水機と示しています上流と中流の2カ所から大淀川の水をくみ上げ、小松川に流すための施設整備を行ったものであります。この取り組みにより、河川水の汚濁状況をあらわす指標のBOD値が40~60ppm程度あったものが、導水後の昭和59年にはおおむね10ppm以下となったところでありまして、平成14年には、右下の新聞切り抜きにありますように、アユの生息が確認されるまでに改善されております。

次に、3ページをごらんください。河川再生事業の実施事例であります。先ほどの小松川とは大淀川を挟んで対岸に流れている水流川で行っている事業であります。水流川は、昭和55年から昭和61年にかけて、コンクリートの護岸による河川改修が行われております。また、周辺の水田が宅地化するなど都市化の進展により、水質悪化や水の量が減少する状況にありました。このため、河川が本来有していた水辺の多様な自然環境の再生を目的として事業に取り組み、本年度完了する予定であります。

事業の内容であります。中ほどの航空写真をごらんください。赤色の線で表示しているのが、国により整備しております取水施設でありまして、大淀川から取水し、水流川に沿った赤い線のルートで導水し、上流の笹原橋付近で

放流いたします。また、黄色の丸い円で表示していますけれども、ここが、県において整備しております水辺の自然と触れ合える拠点地区の整備でありまして、下の写真にありますように、改修前には直立に近いコンクリートの護岸であったものを、傾斜の緩やかな護岸に改修するなど、親水性の向上を図っているところであります。

次に、4ページをお開きください。自然再生事業の実施事例であります。延岡市を流れる北川の支川の家田川、川坂川の流域には、貴重な多くの植物が確認されている湿地がありますが、周辺環境の変化などにより湿地の環境が悪化したことから、湿地環境の保全・再生を図っているところであります。具体的には、湿地の回復のため、地盤を掘り下げ、川の水が入り込みやすくするなどの対策や、観察路などの整備を行っているところであります。また、中段の新聞の切り抜きにありますように、地域住民の方々が守る会を結成し、保全活動を行っております。

次に、5ページをごらんください。多自然川づくりへの取り組みであります。多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れて、河川が本来有している生物の生息環境や景観を保全していく取り組みであります。

事例の1つ目は、平成9年の台風19号で甚大な浸水被害が発生しました延岡市を流れる北川であります。中央の写真と断面図をごらんください。対策として、洪水を安全に流すため、河道の掘削が必要でありましたが、赤の丸で囲った普段は河川の水が流れている良好な環境を有する水際部はそのまま残しまして、断面図では中央部分の茶色の部分になりますが、普段流れております平水の水位から1メートル高い部分を掘削したところであります。また、河畔林に

つきましても、必要以上に伐採を行わずに部分的に残したところでもあります。この北川での取り組みは、平成9年の河川法改正直後の大規模な河川改修となったことから、全国的にも注目されたものであります。

2つ目の事例は、平成17年の台風14号で甚大な浸水被害が発生した宮崎市高岡町の麓川における取り組みであります。下の写真をごらんください。改修前は、コンクリートによる、いわゆる三面張りの河川でありましたが、改修に当たって、護岸ブロックには自然石を利用した空隙のあるタイプとし、水際が単調とならないよう、玉石などを使い変化のある河道に整備したところでもあります。

以上が、河川環境の保全・整備に係る事業の事例でございます。

次に、6ページをお開きください。(3)の水資源及び水環境の保全に資する啓発などの取り組みについてであります。

まず、河川パートナーシップ事業であります。自分たちの住む地域の川を地域で守っていくという協働意識を育てることを目的としており、自治会等が実施する一定規模以上の河川の草刈りに対し、報奨金を交付するものであります。参加団体は、右のグラフにありますように、平成17年度の70団体から、昨年度は399団体に増加しているところであります。

次に、水辺の調査モニター制度であります。多自然川づくりで取り組んだ河川工事の完成後、川がどのように変化していくのか、地域の人々とともに生物の生育・生息状況などの調査、意見交換を行い、今後の川づくりの参考とするものであります。

次に、「ふるさとの川や海を守り隊！活性化支援事業」であります。この事業では4つの取り

組みを行っているところであり、1つ目は、川での活動に関する事例発表や意見交換などを行う河川愛護に関するシンポジウムの開催、2つ目は、子供を対象に、水辺の危険箇所などについて説明する講師の無料派遣を行う「子どもの水辺安全サポーター派遣事業」、3つ目は、河川や海岸の清掃など、美化活動を実施するボランティア団体などに対して、必要な資機材の支給・貸与などを行うボランティア活動支援事業、4つ目は、河川や海岸において、一定区域の美化活動を行っていただけるボランティア団体などを「ふるさとの川や海の応援団」に認定する事業であります。

河川関係の保全・整備については以上であります。

次に、7ページをごらんください。2の水利権について御説明いたします。

まず、(1)の水利権制度の趣旨についてであります。河川の流水は、農業、発電、上水道、工業用水など、さまざまな用途に使用され、産業の発展、人口増加などにより、その需要が拡大していることから、水利権は、極めて重要な社会的・経済的機能を果たすものとなっております。河川法においては、流水使用の秩序の観点から、流水の占用としての許可手続を求めているところであります。

水利権には、(2)に記述していますように、一般的な解釈としては、「公物である河川の流水を、特定の者が特定の目的のために継続的・排他的に利用する権利」とされております。その成立の由来によって2つに区分され、現行の河川法上の流水の占用の許可を受けた許可水利権と、水の事実上の支配をもとに社会的に承認された権利である慣行水利権とがあり、慣行水利権は、①の旧河川法の施行以前から存在する流

水占用で新河川法の許可を受けたとみなされるものと、②の普通河川の慣習上の水利権で、一級河川や二級河川、準用河川の指定を受けた時点で、新河川法の第23条の許可を受けたとみなされるものがあります。下の図と表をごらんください。これは、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川の河川の区分と、河川管理者、河川法の適用関係を示したものであります。河川は、国土保全上または国民経済上などの重要度に応じまして、表に示しましたようにその区分と管理者が定められております。なお、一級・二級河川及び準用河川の指定を受けていない普通河川でございますけれども、河川法が適用されませんので、そこからの取水は、第23条の流水の占用の許可、いわゆる水利権の対象とはなっておりません。

次に、8ページをお開きください。(3)の水利権の内容についてであります。水利権の取得に当たっては、流水の占用に関する目的、場所、方法、量、期間について許可申請書に記載し、許可を求める必要があります。また、(4)の水利使用の規模区分及び処分権者にありますように、水利使用の目的及び規模によって、特定水利使用、準特定水利使用、これらに該当しないものに分類されまして、水利使用に関する処分権者も異なってきます。水利使用に関する処分権者一覧の部分をごらんください。例えば一級河川の特定水利使用の欄を見ていただきますと、直轄区間及び県が管理する指定区間であっても国土交通大臣が許可することとなっておりますが、その横の欄の準特定水利使用では、直轄区間は整備局長、指定区間は知事という形で異なっております。

次に、(5)の本県の水利権の現状でありますけれども、23年度末現在、県内に許可水利権は

国許可分と県許可分を合わせて246件となっております。また、慣行水利権についてですが、現行の河川法の規定に基づいて昭和41年度までに届け出が行われた旧河川法施行以前の流水の占用が1,717件ございます。水利権については以上であります。

次に、9ページをごらんください。3のダム事業についてであります。この中で、渇水、濁水対策についてあわせて御説明いたします。

まず、(1)のダム建設の目的であります。ダムには、洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的としてつくられた治水ダム、かんがい、発電などを目的としてつくられた利水ダム、そして、治水と利水の両方の目的を兼ねている多目的ダムがあります。

(2)の県内のダムの状況についてであります。県が管理しているダムは、多目的ダムが8ダム、治水ダムが5ダムの計13ダムであります。また、県以外が管理しているダムは、利水ダムが30ダム、農地防災ダムが2ダムございます。

次に、(3)の渇水対策についてであります。平成23年1月から4月にかけては、降水量が平年の4分の1程度と記録的な少雨でありまして、県内における河川やダムの水位は軒並み低下し、農業を初めとして、工業用水や生活用水の不足による取水制限など、県民へ大きな影響がありました。渇水対策としましては、各河川ごとに、地元市町村、河川利用者、利水者と調整を図り、利水者が水の使用を絞るとともに、ダム管理者がダムからの放流を行い、流水の補給を行ったところであります。県が管理しているダムからの放流につきましては、日南市の酒谷川の日南ダム及び広渡川の広渡ダムにより、平成23年4月上旬から5月にわたりまして約50

日間、ダムからの放流を行ったところでありませぬ。また、一ツ瀬川にある九州電力が管理する一ツ瀬ダムにおきましても、平成23年3月下旬から6月下旬にわたりまして約80日間、放流を行っております。

10ページをお開きください。ここで、まことに申しわけございませんが、一部訂正をお願いいたします。下段の広渡ダム断面図の中で、赤い文字で「緊急放流管」と書いておりますものを「低水放流管」に、それと、その下の説明書きにあります、一番下の行で、「緊急放流管により放流」につきましても、同じく「低水放流管により放流」に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、説明を続けさせていただきます。一ツ瀬ダムと広渡ダムの断面図でありますけれども、青い字で記載してありますのが平成23年渇水時の最低水位でありまして、一ツ瀬ダムでは赤い字で記載してありますが、その水位より下にある非常用放流設備、広渡ダムでは、低水放流管を使ってダムに貯留されている河川水の放流を行ったところがございます。

11ページをごらんください。次に、(4)の濁水対策についてであります。県内には、粒子が細かく沈みにくい性質の土砂が広く分布しております、降雨時には、山腹崩壊地や裸地などから土砂が流出することによりまして、濁水が発生しております。濁水長期化は、このような土砂が濁水となってダムに流入して、貯留された濁水が、出水後も長期間ダムから放流されることが原因と考えられております。濁水の発生や長期化によりまして、浄水施設の浄化処理への障害や、水産資源への影響、レクリエーション価値の低下などの影響が発生します。

濁水対策としましては、崩壊地からの濁水流

出防止として、森林の整備・保全及び治山事業の推進や、ダムからの濁水放流期間を抑制する対策とがあります。①の県管理ダムにおける対策の例ですが、綾北川の田代八重ダムと綾北ダムには選択取水設備が設置されております。選択取水設備は、中ほどの図にありますように、1の通常時から濁水流入直前までは下部の取水口により清水を取水します。次に、貯水池全体に濁水が分布すると、下部取水により濁水を排除します。清水層が形成されるまでは濁水排除を継続します。そして、4にありますように、表層部に清水層が形成された後は、上部取水に切りかえて清水を取水します。

次に、②の一ツ瀬川における濁水対策であります。一ツ瀬川につきましては、環境森林部が中心となりまして、平成18年に、流域市町村、宮崎県の関係部、学識経験者としての宮崎大学、利水関係者としての九州電力により構成されました一ツ瀬川濁水対策検討委員会を設置し、平成20年に「一ツ瀬川濁水軽減対策計画書」を作成しております。一ツ瀬川の濁水軽減対策について、お手元にお配りしておりますパンフレット、「一ツ瀬川濁水軽減の取り組みについて」を使って御説明いたします。

開いていただきますと、1ページには、平成16年から18年にかけて、台風災害などによる濁水発生状況、2ページには、先ほども御説明いたしました、濁水長期化の原因が記載されておりますので、後ほどごらんください。

3ページを開いていただきますと、濁水軽減への取り組みが記載されております。まず上流域での取り組みであります、中ほどの欄に、平成19年の調査結果として、上流域の崩壊地、作業道などの裸地が濁水の発生源と考えられることから、黒の太字で記載されておりますよう

に、適切な間伐などによる健全な森林への誘導、宮崎県作業道等開設基準に基づく作業道の施工、山腹崩壊地の緑化などの対策を、環境保全の森林整備事業により実施することとしております。

4ページには、中下流域での取り組みが記載されております。これまで一ツ瀬ダムでは、選択取水設備などの対策を実施してきたところでありますが、中ほどの欄にありますように、これまでの対策だけでは濁水が非常に長引くことから、新たな対策としまして、図にありますように、一ツ瀬ダムと下流の杉安ダムに新たな放流設備をつくることとしており、濁水長期化が予想される場合は、ダムからたくさん放流して濁水をため込まないなどの対策を行います。新たな対策は、放流設備の完成後の平成25年から本格実施することとなっております。

5ページをお開きください。今後は、一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会において対策を確実に、そして継続的に実施し、評価、見直しを行うこととしております。

私からの説明は以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などございましたら、お願いいたします。

○右松委員 水利権の質問なんですけど、8ページで、本県の水利権の現状なんですけれども、許可水利権が246件ということで出ております。前に農政水産部が来まして、農業用水にかかわる許可水利権が152件というふうに出ておるんですけど、この差の94件というのは、工業用水も含めてその割合を教えてくださいとありがたいです。

○東河川課長 申しわけございません。確認しまして、後ほど御報告させていただきます。

○右松委員 その件と、それから、水の使用の比率なんですけれども、国の比率が、農業用水

が66.3%、水道用水が14.9%で、工業用水が18.8%という比率が出ております。本県の比率も参考にさせていただきたいので、これも後ほどで構いませんから、教えていただければありがたいです。

以上で終わります。

○岩下委員長 ほかに質疑ございませんか。

○緒嶋委員 先ほど農政に聞いたんですが、濁水のとくに、ボーリングして取水するというか、農業用水なんかですね。農地は許可が要るけれども、農地以外のところならどこをボーリングしてもいいというような話だったんですが、それは規制はないんですか。

○東河川課長 流水の占用という概念、いわゆる流水はどういうものを言うかということになるかと思うんですけども、一般的には、河川の表面を流れる表流水、それと地下にある地下水関係というのがあります。それ以外に、伏流水、下のほうを流れているということで。地下にある水をどう扱うかということなんですけど、例えば伏流水を取水することで下流側に影響を及ぼすとか、そういうことが明らかであれば、それについては当然、水利権の許可というとらえ方をすることも考えられると。ただ、どこまでどれがどういうふうに影響しているかというのはなかなか難しい部分があるのかなと。法上の解釈では、そういうことも当然視野に入れて、河川の水が確実に秩序あるような形で維持管理できることが大事だということで考えていますので、そういうことも考え得るということでございます。

○緒嶋委員 今、温泉でも、1,000メートル掘って人為的に温泉水ということで温泉施設をつくっているが、これは許可があったんですか。

○東河川課長 1,000メートル下とか、かなり下

の部分になりますと、河川と直接的な話ではございませんので、私が知る限りでは、温泉関係で河川法に基づく許可というのは恐らくないのではないかと考えています。

○緒嶋委員 別の制度でということ、審議会が何かありますね、あれは河川法とは関係ないんですね。

○東河川課長 恐らく資源関係のお話になっていくのかなと思います。

○緒嶋委員 それと、さっきの伏流水やいろいろな取水することで下流に影響が出るというように、逆に言えばトラブルのもとにもなるわけです。これは、何か一つの基準の中でそれを許可するかしないかの制度的なものがあつたほうがいいんじゃないかという気がするんです。農政のほうでは、農地以外なら自由ですよというようなことですが、国土全体を考えた場合に、私は、地球に針を刺して水をとるというのは、自然環境というかそういうものから見たら、かえって地球を傷めておるようなものだから、何かの規制というのは、国のほうもですが、やっぱり何かの制度があつていいんじゃないかという気がするんですけど、そういう動きはないわけですか。

○東河川課長 水の循環というお話になると思うんです。特に、近年の渇水であるとか、一方では今回非常に大きな雨もありましたけれども、水の循環を健全化しなくちゃならないという考え方は、昨今言われているということです。その中で、当然、河川の水であるとか地下水であるとかいろいろなものをうまく使っていく。それを常に回していく。地球上の話でいけば、97.5%ぐらいが海水で、それ以外が淡水ということで、利用できる水というのはごくわずか。2.5%の淡水も、川の水とかは、非常にわずかな部分

ということで、水の循環ということを考えれば、河川は河川法のもとでやることも大事だろうし、地下水は地下水でまた別な形で考えていく。それぞれの立場で考えていくんですけども、何らか一体的な考えはやっていかなければならないという方向ではあるように聞いております。

○緒嶋委員 小林なんか水資源の保全条例をつくるというのは、地下水位が下がることでその地域の形態が変わるといふか、大きく言えば地盤沈下とかそういうことがあるので、そういうのが出てくるということは、やはり県全体としても何かの基準のもとに、市町村だけでそれをつくるんじゃないかと、県とか、これは国も関係するわけですが、何かないと、私は将来的には大きな課題も抱えるし、対策がおくれたじゃないかと言われる時期が来るんじゃないかなという気がするんで、これは十分検討する余地があるんじゃないかと思うんですが、どうですかね、そのあたりは。

○大田原県土整備部次長 今、委員おっしゃいました件についてですが、確かに、昨年、小林市が水資源保全条例をつくっております。県で見ますと、北海道と埼玉県が条例をつくって、いろんな規制といいますか、届け出をしてもらうような動きをしているということで、調べてみますと、北海道では総合政策部のほうが窓口、埼玉県では環境森林部局が窓口ということで、それぞれ違うみたいです。宮崎は森林が多い県ですので、これにつきましては、関係部局といろいろ協議しながら進める必要があるかというふうに思っております。

○緒嶋委員 当然、我々委員会としても何らかの方向性というのは出しながら、執行部との調整もしていかにやいかんのじゃないかという気がしますので、一応そういうことを頭に置いて

ほしいと思います。

○東河川課長 先ほど、温泉関係での許可のお話をさせていただいたんですが、基本的には河川法ではという話。もし、その掘削場所が河川区域の中であれば、当然許可が必要だということでございます。申しわけございません。

○蓬原委員 大事なポイントだと思いますので、もう一回確認をさせてください。農村計画課で確認したんですが、河川法の適用外のところは水利権の設定は不要だということで、例えば、一級河川があつて二級河川があつて準用河川となるわけですが、その先の末端というか、最上流部の沢がいっぱいあるわけですね、これらについての水をとることとか、例えばそこにボーリングして水を採取するということが、これは全然無許可、問題なしということですね。この委員会をつくったポイントでもあるわけです。いわゆる外国資本が山を買ってそこから水をごそっと抜かれていくことが将来的に問題ではないかと。だから、我々は、今おっしゃった条例を宮崎県としても先行してやるべきではないか、そういう議論から入ってきているわけですがけれども、こちらが専門ですから、再確認させてください。

○東河川課長 河川法がかぶっていない普通河川であれば、その許可は要らないということになりますけれども、先ほどお話ししましたけれども、河川の上流側、普通河川のような沢でとることによって下流側の水量が極端に減るとか、そういう場合については、何らかの措置は必要なのかなと思いますし、例えば一級河川、二級河川のどちらかで取水をやっている部分が、ある事業者がそれより外れたところでさらにとりたいという話があれば、当然、下流側に影響を及ぼす、及ぼさないということをしっかり判断

せにやいかんで、そのときは事業者が前もって話をいただければ、そこで逆に河川の指定をさらに延ばして、健全な流水の管理をすることは必要になってくるかなと思います。ただ、すべてそういう形で河川法をかぶせていけるかどうかというのは、なかなか難しいところもあると思いますけれども、その辺はそれぞれの関係する部署と連携しながら、できるだけいい方法、水循環をしっかりと整えていくための方策というのは、今後やはり検討していくべきことだと思っております。

○蓬原委員 そのことについて、下流の表流水に影響を与えるというそのことがあってはいかんという見方ですよ。ところが、現況においては、現在の法制度においては、例えばそこで水をとっても、影響が出たにしても、何か規制する網がかぶせてあるわけですか。後から河川法を適用してもそれは遅いだろうし、慣行水利権になってしまうわけで、その辺はどうなんですか。現況においてそれはできますか。

○東河川課長 現況の中では非常に厳しいのかなと思っています。そういう意味で、普通河川をやるためには、市町村が条例をつくるというのも一つの方法であるのかもしれないと思います。ただ、普通河川ですので、当然、国有財産法に絡むこともあるんですけど、ただ、国有財産法のほうには、流水そのものが国有財産という形ではないので、底地そのものは管理するんでしょうけど、国有財産での完全な水に関しての規定というのはなかなか難しいので、その辺で条例化するとかいろんな方法を今やっていると、河川法だけの話ではなかなか厳しいのかなと思います。

○岩下委員長 ほかに質疑はございませんか。

○徳重委員 ダムの濁水についてお尋ねしたい

と思います。山地崩壊は、伐採した後の植林ができていないということやら、いろいろあるかと思うんです。そこで、崩壊する原因はそれぞれあるかと思うんですが、皆さん方は河川のほうだけずっと見ていらっしゃるわけですね。山には尾根がたくさんあるわけで、流れてくるルートというものはあるわけですから、そういった調査というのは河川のほうではされないのか、ちょっとお尋ねしてみたい。

○東河川課長 調査というか、山腹崩壊関係が河川に影響するものはいろいろございます。濁水の問題もございまして、土砂の堆積という話もございまして。今回御紹介しました一ツ瀬川の濁水軽減の取り組み、これの委員会についても、環境森林部が中心になっていますけれども、県土整備部が入ったり、あるいは関係する部、関係する利水者が入ったりしています。また、県北の耳川のほうでも、平成17年の大水害のときに、かなりダムのように堆砂したということもあって、山腹崩壊があってその土砂が入ってくるということがありまして、総合土砂管理という言い方をしていますけれども、土砂をどうして抑制していくかと、この取り組みにつきましても、県土整備部であったり環境森林部であったり、一緒に入って、いろんな意見の交換や、あるいは調査等をお互いの分野の中でやっております。県土整備部のほうでも、治山関係で言えば砂防事業等がございまして、そういう中でも把握する場合もございまして、環境森林部のほうで把握する部分もありますし、場合によっては、九州電力さんもかなりいろんな形で調査等行っておりますので、委員会とかそういう場の中でその辺の情報の交換は常々行っているところでございます。

○徳重委員 災害が起きたときには、大変だ、

大変だということで動かれますね、それぞれが。そのときには、よく連携して云々とおっしゃるんですが、やっぱり定期的かというと、毎年状況は変わってくるという感じがするわけです。というのは、伐採の周期、山によっては伐採がどんどん進んでいくところ、あるいは伐採が進まないところはそのままでそんなに大きく影響しないと思うんです。そういったことを考えますときに、常に毎年定期的に連携をとって、今おっしゃったような九電なりいろんな関係者との連絡調整をしていかなければ、災害が起きたとき、大洪水になったときだけの考え方では、後始末のほうが大変なんです。その前の砂防ダムをつくったほうがいいんじゃないかとか、いろんな協議を皆さん方が積極的にされることが、濁水を少なくする、あるいは災害を少なくすることにつながっていくんじゃないかという気がしたものですから、事が起きたときじゃなくて、定期的な連携、対応というのは、今までもされているかもしれませんが、ぜひ続けていただきたい。どういう形でされているのか、最後に伺います。

○東河川課長 山の崩壊とかそういう部分につきまして、治山関係の連絡調整会議を定例的にやっております。その中には、環境森林部さんであるとか、県土整備部の砂防課が中心になりますけど、そちら、あるいは営林署、そちらのほうの方々とか、そういうことで、今、何をやっているかとか、その辺の情報交換等を行う場も設置されているようでございます。そういう場でいろんなことを議論しますので、今、委員からお話あったことも、今後そういうお話をするように関係課のほうにもお伝えしていきたいと思っております。

○岩下委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆様は御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

協議事項（１）の県内調査についてであります。まず、資料１をごらんください。８月２日、３日で実施する県南調査であります。調査先につきましては、前回の委員会で決定をいただいたとおりでございます。９時２０分に県議会集合となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、資料２をごらんください。８月２３日（木）から県北調査であります。前回の委員会で決定いただきました日程を記載しておりますので、御確認をください。なお、調査先につきましては、調整を行いました結果、一部変更になった箇所がありますが、御了承いただきますようお願いいたします。

変更の部分でございますけれども、２３日でございますが、「水を守る森を残そうかい」から美郷町役場に変更をいたしております。変更の理由ということになりますと、調査先と調整を進める過程で、調査内容が森林の保全に偏る傾向が見受けられました。このことから、調査先の見直しを行いましたところ、美郷町北郷区が保安林指定の積極的な取り組みを行っているとの情報を得たところでございます。保安林の指定は、現行法律の中では、水源地の安易な売買や開発を規制する上で有効な手段だと思いましたので、調査先の変更を行ったところございま

す。調査先を変更することで行程といたしましてもスムーズになり、時間短縮となりましたので、変更について御理解いただきますようお願いいたします。

なお、県北調査は、８時５０分に県議会集合となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、協議事項（２）の県外調査についてあります。県外調査は、１１月６日から８日までの２泊３日で予定いたしております。次回の９月定例会中の委員会では、日程案をお示しいと思いますので、今回、皆様からあらかじめ御意見を伺いたいと考えております。

これまでの委員会で話が出ていますように、県外調査では、水源地域の保全条例を制定している県を視察する必要があると考えております。条例制定の先進地としては、北海道が考えられますが、移動に時間をとられることや、県外調査の時期が、例年、北海道議会の議会日程と重なっていることもあり、我々正副としては、今回は、条例を制定している都道府県の中でも、買収事例があつて条例を制定している群馬県と、買収事例はないが条例を制定している埼玉県の２県を中心に行程を組み立ててはどうかと考えております。条例を制定する背景として、買収事例がある場合とない場合の両方の状況を聞くことができ、距離的にも近いので効率的な調査ができるのではと思っております。今の提案を含め、調査先につきまして御意見や御要望がありましたら、お願いいたします。

それでは、正副委員長で準備を進めさせていただきます。

協議事項（３）の次回の委員会につきましては、９月定例会中の９月２５日（火）を予定いたしております。次回の委員会の内容について御

協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時56分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

ただいまの皆様方の御意見を参考に、正副委員長で準備を進めさせていただきます。

最後になりますが、協議事項（４）のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 では、今後の日程について確認をいたします。

次の委員会としての活動は、８月２日（木）からの県南調査となります。９時20分に県議会集合となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次回の委員会は、９月定例会中の９月25日午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の委員会は閉会いたします。

午前11時57分閉会